

大村入国管理センター診療室（無床）医療安全管理指針

大村入国管理センター診療室

（基本理念）

第1条 入国者収容所大村入国管理センター診療室（以下「診療室」という。）における医療の安全を確保するため、本指針を定める。

また、当該指針において別添の「〇〇診療所（無床）医療安全管理指針（モデル3）」の記載内容に漏れがある場合は、上記の（モデル3）を準用することとする。

- 2 診療室においては、被収容者が日常生活を送る上で必要な医療を提供するに当たり、医療事故の発生を未然に防ぐことが重要であることを認識し、万が一にも事故が発生した場合は、救命措置を最優先させるとともに、再発防止に向けた対策をとる。
- 3 本指針における医療事故とは、入国者収容所大村入国管理センター内の医療の過程において発生するすべての事故をいい、過誤、過失の有無及び事故の軽重を問わない。

（事故防止）

第2条 診療室において医療提供に従事する職員（補助者としての入国警備官を含む。）（以下「医療従事職員」という。）は、被収容者たる患者（以下「患者」という。）との信頼関係を築き、患者の安全を最優先に考える医療提供の実現を図る。

- 2 医療の提供に係るヒューマンエラーを誘発しない環境、起こったエラーが事故に発展しないシステムを組織全体で整備する。
- 3 医療従事職員の自主的な業務改善や能力向上活動を強化し、継続的に医療の質の向上を図る活動を幅広く展開する。

（医療安全管理体制）

第3条 診療室長を、医療安全管理者（以下「管理者」という。）とし、同管理者は、診療室における医療の安全管理を図る体制を構築するため、診療室勤務の医師（常勤又は非常勤の医師、以下「医師」という。）の協力を得て、次のことを行う。

- ① 医療の安全を確保するための指針の見直し
- ② 医療事故、インシデント（ヒヤリハット事例）等に関する資料の収集と医療従事職員への周知

- ③ 職員研修の企画
 - ④ 医療事故発生時の対応及び再発防止のための対策の推進
- 2 管理者は、医療事故が発生した時には、速やかに事実関係の把握に努め、救命措置を最優先させる適切な措置を講ずる。
 - 3 管理者は、医療事故が発生した時には、関係者から報告書を提出させるとともに、当事者からインシデント・アクシデントレポート（別添様式）を提出させる。

（職員研修）

- 第4条 管理者は、医師と協力して医療の安全管理のための基本的考え方及び具体的方策等の周知徹底を図るため、職員に対する研修を実施する。
- 2 研修は定期的（1年に2回程度）に実施するように努める。また、必要に応じて適宜開催することができる。
 - 3 研修の開催状況については、記録・保存する。

（医療事故発生時の対応及び報告）

- 第5条 医療事故が発生した場合は、必要な救急処置を行う。
- 2 医療事故が発生した場合は、速やかに診療室の総力を結集して患者の救命に努める。
 - 3 医師又は看護師が、診療室において措置が困難と認めるときは、外部病院へ連行し必要な措置を講ずる。執務時間外等で医師又は看護師が出勤する暇がなく急を要するときには救急車の出動を要請する。
 - 4 医療事故が発生した場合には、管理者から速やかに所長に報告書を提出する。
緊急を要する場合は、口頭により報告し、事後速やかに報告書を提出する。
 - 5 管理者は、重大な医療事故が発生した場合には、所長をはじめ関係各課・部門の長により対応を協議し、必要に応じ患者等に説明する。また、病状や治療方針に関する患者からの相談には誠意をもって適切に対応する。

（再発防止対策）

- 第6条 管理者は、医師と協力して医療事故に係る報告書等に基づき、事故の原因分析を行い、再発防止のための手立てを検討する。
- 2 管理者は、事故防止対策について、医師又は関係する部門の長を通じて医療従事職員に対し周知徹底を図る。

（インシデント事例の把握）

- 第7条 管理者は、診療室にインシデント・アクシデントレポートを配備し、インシデント（ヒヤリハット事例）であっても、当該事例を発生させた医療従事職員から

遅滞なく同レポートを提出させる。

- 1 管理者は、医師と協力して必要に応じ関係課・部門の長と協議し、インシデント（ヒヤリハット事例）事例をなくすための対策について検討のうえ、必要に応じ医療従事職員に周知する

（安全管理のための指針，マニュアルの作成）

管理者は本指針の運用後，多くの職員の積極的な参加を得て，以下に示す具体的なマニュアル等を作成し，必要に応じ見直しを図るように努める。

マニュアル等は，作成，改変のつど，すべての職員に周知する。

- （１） 院内感染対策指針
- （２） 医療品安全使用マニュアル
- （３） その他

（その他）

- （１） 本指針の周知

本指針の内容については，管理者，医療安全推進者等を通じて，全職員に周知徹底する。

- （２） 本指針の見直し，改正

管理者は，必要に応じ本指針の見直しを検討するものとする。

附則

この指針は，平成２４年９月１２日から実施する。

この指針は，平成２５年４月１日から実施する。

この指針は，平成２８年３月１日から実施する。